

○ 第 8 期介護保険事業計画基本指針（素案）について

厚生労働省は 2 月 21 日の社会保障審議会介護保険部会において、第 8 期介護保険事業計画の基本指針（素案）を提示しました。基本指針は市町村が介護保険事業計画を策定する際のガイドラインとなるもので、計画策定にあたって大変重要なものです。

指針の内容が了承されるのは次回部会の予定ですが、第 8 期計画において記載を充実する事項として下記の 6 点が予定されています。

1. 2025 年・2040 年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備

2025 年はいわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となり、また 2040 年はいわゆる「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上となります。

このため、この 2 つの時点を見据え市町村の今後の介護需要の大まかな傾向を把握した上で、過不足のないサービス基盤とサービスを十分に提供できる人的基盤を整えていく必要があります。

- ⇒ 2025・2040 年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定
- ※ 基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性（病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保）を踏まえる必要がある旨は第 7 期から記載
- ※ 指定介護療養型医療施設の設置期限（2023 年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載

2. 地域共生社会の実現

介護・高齢者福祉だけではなく、障がいのある方や子ども、生活困窮者といった、地域に住んでいる全ての人々がともに支え合い、力を発揮できる「地域共生社会」の実現に向けた支援体制の整備や取組が求められます。

- ⇒ 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載
- ※ R02.03 策定『第 2 次地域福祉計画・地域福祉活動計画』参照

3. 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

介護保険制度を通じて可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができることを目指しています。高齢者をはじめ意欲のある方々が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進める必要があります。

そのためには、介護予防や健康づくりの取組を充実・推進し、要介護度の重症化を防ぎつつ、元気な高齢者の健康を保つことが必要になります。

- ⇒ 一般介護予防事業の推進に関して「PDCA サイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
- ⇒ 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等を記載
- ⇒ 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- ⇒ 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載）
- ⇒ 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
- ⇒ 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標について国で示す指標を参考に計画に記載
- ⇒ PDCA サイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

4. 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

近年、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が充実してきており、また、「自宅」と「介護施設」の中間に位置する住宅^{*}も増えており、高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるための取組が進められています。

こうした状況を踏まえて、施設関連のサービスの質の確保等を図るため、都道府県と市町村の更なる情報連携の強化の必要性が増しています。

※ バリアフリー設計で生活支援サービス等を行い、高齢者の住まいに対する多様なニーズに対応した賃貸住宅などの事例があります。

- ⇒ 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
- ⇒ 整備にあたっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

5. 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

国は「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせるとともに、たとえ認知症になったとしても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進しています。

介護保険事業計画における認知症対策では、「認知症施策推進大綱」を踏まえつつ、更に教育等の分野とも連携して取組を進めることが重要となります。

⇒ 認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進について5つの柱に基づき記載（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載）

※ 5つの柱

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

⇒ 教育等の分野との連携に関する事項について記載

6. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

地域包括ケアシステムの構築・深化・推進には、それを担う介護人材の確保が重要です。しかし、介護人材不足が深刻化していることが現状であり、また2025年以降は現役世代（介護の担い手）の減少が顕著となることも予想されています。そのため、介護人材の確保が大きな課題となります。

介護人材の確保のための取組に加え、ソフト面・ハード面で業務の削減・効率化を図るための取組が必要となります。

⇒ 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載

⇒ 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載

⇒ 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてポイント制度や有償ボランティア等について記載

⇒ 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載

⇒ 文書負担軽減に向けた具体的な取り組みを記載